

## 広島県告示第 959 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので，同条第 4 項の規定によって，その概要を次のとおり告示する。

平成 22 年 12 月 9 日

広島県知事 湯 崎 英 彦

### 1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県廿日市市桜尾一丁目 12 番 1 号 中国醸造株式会社 代表取締役社長 白井 浩一郎
工場又は事業場の所在地及び名称	廿日市市桜尾一丁目 12 番 1 号 中国醸造株式会社

### 2 申請の内容

10 イ 飲料製造業の用に供する原料処理施設 3 基，10 ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設 3 基及び 10 ヘ 飲料製造業の用に供する蒸りゆう施設 1 基を廃止し，10 ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設 3 基，10 ニ 飲料製造業の用に供するろ過施設 7 基及び 10 ヘ 飲料製造業の用に供する蒸りゆう施設 1 基を新設する。また，排水処理施設を 1 基廃止，1 基変更し，排水の系統の変更に伴い排水口の汚染状態を変更する。

#### (1) 特定施設の種類，能力及び使用の方法

(その 1) 10 イ 飲料製造業の用に供する原料処理施設 3 基 廃止

(その 2) 10 ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設 3 基 廃止

(その 3) 10 ヘ 飲料製造業の用に供する蒸りゆう施設 1 基 廃止

(その 4) 新設

種	類	10 ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設 1 基 (洗米機 (2))		10 ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設 1 基 (自動製麴装置)			
能	力	洗浄能力 2,400kg/時		原料処理 2,000kg/日			
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに		許可後直ちに			
	工事完成予定年月日	許可後直ちに		許可後直ちに			
	使用開始予定年月日	許可後直ちに		許可後直ちに			
使用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		13時～17時 1～2時間 (清酒製造時期11月～3月までが多い)		9時～17時 4時間 (季節的変動なし)		
	項 目		通 常	最 大	通 常	最 大	
	排出される 汚水等の状態	水素イオン濃度 (単位:水素指数)	6～7	6～7	6～7	6～7	
		化学的酸素要求量	1,000	2,000	1,000	2,400	
		浮遊物質 量	(単位: mg/L)	700	1,000	360	900
		窒素含有 量		3	32	10	100
	燐含有 量	3	32	2	20		
	大腸菌群数 (単位:個/cm <sup>3</sup> )		0	0	0	0	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m <sup>3</sup> )		5	11	2	3	

(その5) 新設

種	類	10 ロ 飲料製造業の用に供する洗浄施設 1 基 (洗壘機 (4))		10 ニ 飲料製造業の用に供するろ過施設 1 基 (SF フィルター (19 本用))	
能	力	洗浄能力 600～1,000 本/時		ろ過面積 133 m <sup>2</sup>	
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	許可後直ちに		許可後直ちに	
	使用開始予定年月日	許可後直ちに		許可後直ちに	

使用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		8時30分～17時 7.5時間 (季節的変動なし)		9時～16時 7時間 (季節的変動なし)		
	項 目		通 常	最 大	通 常	最 大	
	排出される 汚水等の状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	10～11	12	6～7	6～7	
		化学的酸素要求量	60	100	60	150	
		浮遊物質質量	(単位: mg/L)	10	15	10,000	30,000
		窒素含有量	0	0	ND	1	
		燐含有量	1	1	ND	ND	
	大腸菌群数 (単位: 個/cm <sup>3</sup> )		0	0	0	0	
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		25	40	1.5	2		

(その6) 新設

種 類		10ニ飲料製造業の用に供するろ過施設 1基 (SFフィルター (2本用))	10ニ飲料製造業の用に供するろ過施設 1基 (スーパークーラーフィルター (1) (36段式))				
能 力		ろ過面積 14 m <sup>2</sup>	ろ過面積 6.1444 m <sup>2</sup>				
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	許可後直ちに				
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	許可後直ちに	許可後直ちに				
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	許可後直ちに	許可後直ちに				
使 用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		9時～16時 7時間 (季節的変動なし)		9時～16時 7時間 (季節的変動なし)		
	項 目		通 常	最 大	通 常	最 大	
	排出される 汚水等の状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	6～7	6～7	6～7	6～7	
		化学的酸素要求量	20	60	2,300	3,000	
		浮遊物質質量	(単位: mg/L)	1,700	5,000	10	100
		窒素含有量	ND	1	ND	ND	
		燐含有量	ND	ND	ND	ND	

大腸菌群数 (単位:個/cm <sup>3</sup> )	0	0	0	0
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m <sup>3</sup> )	0.2	0.3	0.3	0.8

(その7) 新設

種	類	10ニ飲料製造業の用に供するろ過施設 1基(スーパークーラーフィルター(2) (8段式))		10ニ飲料製造業の用に供するろ過施設 1基(マイクロフィルター(清酒用771F))			
能	力	ろ過面積 1.3654 m <sup>2</sup>		ろ過面積 6.336 m <sup>2</sup>			
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに		許可後直ちに			
	工事完成予定年月日	許可後直ちに		許可後直ちに			
	使用開始予定年月日	許可後直ちに		許可後直ちに			
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		9時~16時 7時間 (季節的変動なし)		9時~16時 7時間 (季節的変動なし)		
	項 目		通常	最大	通常	最大	
	排出される 汚水等の状態	水素イオン濃度(単位:水素指数)		6~7	4~7	6~7	6~7
		(単位: mg/L)	化学的酸素要求量	1,000	3,000	1,300	2,000
			浮遊物質	10	100	10	10
			窒素含有量	ND	2	1	4
	燐含有量	ND	3	ND	1		
大腸菌群数 (単位:個/cm <sup>3</sup> )		0	0	0	0		
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m <sup>3</sup> )		0.1	0.6	0.3	0.7		

## (その8) 新設

種		類		10 ニ 飲料製造業の用に供するろ過施設 1基 (マイクロフィルター (味醂用 702F))		10 ニ 飲料製造業の用に供するろ過施設 1基 (マイクロフィルター (焼酎用 702F))	
能		力		ろ過面積 6.336 m <sup>2</sup>		ろ過面積 3.802 m <sup>2</sup>	
工期等	工事着手予定年月日			許可後直ちに		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日			許可後直ちに		許可後直ちに	
	使用開始予定年月日			許可後直ちに		許可後直ちに	
使用 の 方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)			9時～16時 7時間 (季節的変動なし)		9時から16時 7時間 (季節的変動なし)	
	項			通 常		最 大	
	排出される 汚水等の状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		6～7		6～7	
		(単位: mg/L)	化学的酸素要求量	1,300		4,000	
			浮遊物質	10		10	
			窒素含有量	1		4	
			リン含有量	ND		1	
	大腸菌群数 (単位: 個/cm <sup>3</sup> )			0		0	
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )			0.3		0.8	
			0.3		0.3		
			0.8		0.8		

## (その9) 新設

種		類		10 へ 飲料製造業の用に供する蒸りゅう施設 1基 (蒸留機 (4))	
能		力		醪投入量 5,000L/回	
工期等	工事着手予定年月日			許可後直ちに	
	工事完成予定年月日			許可後直ちに	
	使用開始予定年月日			許可後直ちに	

使用 の方 法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		9時～14時 5時間 (季節的変動なし)	
	項 目		通 常	最 大
	排出される 汚水等の状態	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	6～7	6～7
		化学的酸素要求量	15,000	20,000
		浮遊物質質量	2,000	3,900
		窒素含有量	3,300	6,700
	磷含有量	400	780	
	大腸菌群数 (単位: 個/cm <sup>3</sup> )		0	0
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		2	2	

※ND: 検出下限未満

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 洗米排水処理施設 1基 廃止

(その2) 一般排水処理施設 1基 変更

			変 更 前				変 更 後				
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日		既設				許可後直ちに				
	工 事 完 成 予 定 年 月 日						許可後直ちに				
	使 用 開 始 予 定 年 月 日						許可後直ちに				
使 用 の	項 目		処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後		
	排出される 汚水等の状態	(単位: mg/L)	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
			化学的酸素要求量	230	370	35	70	323	495	35	70
			浮遊物質質量	100	250	20	50	135	325	20	50
			窒素含有量	50	100	10	20	29	58	10	20
磷含有量	20	50	3.5	10	5	27	3.5	10			

方 法	大腸菌群数 (単位：個/cm <sup>3</sup> )	—	—	—	—	200	1,700	150	1,500
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> )	1,270	1,488	1,265	1,483	409	931	406	928

(3) 排水水の汚染状態

(その1)

排水口名	項 目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
処理水 ピット	大腸菌群数 (単位：個/cm <sup>3</sup> )	—	—	150	1,500
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> )	1,265	1,483	406	928

(その2)

排水口名	項 目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
40号	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> )	1,323	1,346	3	3

(その3)

排水口名	項 目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
60号の2	水素イオン濃度 (単位：水素指数)	—	6～8	—	—
	化学的酸素要求量	—	7	—	—
	浮遊物質質量	—	15	—	—
	窒素含有量	—	2	—	—
	リン含有量	—	2	—	—
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m <sup>3</sup> )	0	1,670	0	0

(その4)

排水口名	項 目		変更前		変更後	
			通 常	最 大	通 常	最 大
60号の4	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		6~8	6~8	—	—
	化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	5	7	—	—
	浮遊物質質量		3	5	—	—
	窒素含有量		1	2	—	—
	燐含有量		1	2	—	—
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		333	470	0	0

(その5)

排水口名	項 目		変更前		変更後	
			通 常	最 大	通 常	最 大
本管	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)		—	—	6~8	6~8
	化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	—	—	5	7
	浮遊物質質量		—	—	3	5
	窒素含有量		—	—	1	2
	燐含有量		—	—	1	2
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m <sup>3</sup> )		0	0	4	1,000

### 3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成22年12月9日から平成23年1月4日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境部環境保全課及び広島県西部厚生環境事務所環境管理課並びに廿日市市環境産業部環境政策課